

令和7年度第3回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年6月27日（金）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	関山	美智子	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

4 欠席委員

11番 中村 隆一

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	井上	大地

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

9番 鈴木 透 10番 井上 昌之

8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (3) 農地の賃借料情報について

9 議案

第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案
について

会議の状況

【議長】

おはようございます。お忙しい中ありがとうございます。

それでは令和7年度、第3回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第2回総会の議事録署名委員につきましては9番鈴木委員、10番井上委員にお願いします。

続きまして日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は農業委員会に届け出ることによって許可は不要となっておりまして、その際に農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は市街化区域内での第4条及び第5条の転用をいずれも受理しております。

はじめに第4条の転用2件について、No. 1の土地の場所は関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは二宮駅の南側の位置にある二宮地内の土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については5月19日付で発行しております。

続いてNo. 2の土地の場所については関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらは川匂橋の東側の位置にある山西地内の土地で、店舗・物置として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については5月30日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

先ほどご説明しました市街化区域内の農地の転用のうち、今度は農地の権利移動を伴う転用である第5条の転用について、土地の場所は関係資料位置図の地図3をご覧ください。

こちらは二宮交差点の南側の位置にある二宮地内の土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については5月19日付で発行しております。

— 報告事項（３）朗読 —

それでは説明いたします。

平成21年の農地法改正により農地の賃借料の目安となる標準小作料がなくなり、替わって農地の賃借料情報を農業委員会が提供することになっております。

こちらの町内の平均農地賃借料については、令和6年1月から令和6年12月までの農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告等の資料から収集したデータとなっております。

なお、賃借料情報の提供方法としては、町のホームページに掲載し周知を図りたいと考えております。

報告事項については以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして日程第4の議事に入ります。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第6号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

中里地区の報告について、水島委員、よろしくをお願いします。

【委員】

No. 1からNo. 4について報告いたします。

6月9日に借受予定者立会いのもと、中里地区農業委員3名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

はじめに、No. 1及びNo. 2の対象農地の場所は、中里の棚田に位置する農業振興地域の農地1筆と西坂に位置する農用地区域の農地1筆で、面積の合計は1,375㎡です。

続いて、No. 3及びNo. 4の対象農地の場所は、同じく中里の西坂に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は1,735㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、それぞれの借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われまます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。

続きまして山西地区の報告について、野谷茂委員、よろしくをお願いします。

【委員】

No. 5及びNo. 6について報告いたします。

5月13日に借受予定者立ち合いのもと、山西・川匂地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の嘶窪に位置する農業振興地域の農地1筆で、面積は1,032㎡のうち433㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われま。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第6号について補足説明いたします。

こちらはいずれも中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは議案第6号関係資料をご覧ください。

はじめにNo. 1については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 2については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、5ページから9ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を10ページに添付しております。

利用目的としては露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となります。

続いてNo. 3については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、11ページから14ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 4については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、15ページから21ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を22ページに添付しております。

利用目的としてはラズベリーやハーブを作付けする予定となっており、新規の申請となります。

続いてNo. 5については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、23ページから26ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 6については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、27ページから32ページに使用貸借による権利の設定関係資料を添付し、位置図を33ページに添付しております。

利用目的としては露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となります。

なお、農地所有適格法人以外の法人が農地の貸借をする際の要件としては、一般要件のほかに、貸借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、1人以上の法人役員等が農業に常時従事することが定められております。

いずれも借主が耕作する農地については農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われまます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時55分閉会